

明石市行政改革推進懇話会設置要綱

(目的)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素かつ効率的な市政の実現を推進するため、明石市行政改革推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、明石市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議し、市長に意見を述べる。

(組織)

第3条 懇話会は、委員11名以内で組織する。

2 懇話会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員4名以内を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員のうち9名は市政について優れた識見を有する者のうちから、2名は公募に応じた市民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員（公募による委員を除く。）は、再任されることができる。

4 臨時委員は、専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

5 臨時委員は、専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開等)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、委員に諮り、これを公開しないことができる。

2 会議については、会議録を作成する。

3 会議録は、市ホームページに掲載する方法により公開するものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務部行政改革課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員に諮って会長が定める。

附 則 (平成7年12月26日制定)

1 この要綱は、平成8年1月16日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる懇話会は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則 (平成14年8月1日制定)

この要綱は、平成14年8月19日から施行する。

附 則 (平成17年5月30日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日制定)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月15日制定)

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日制定)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。